

CFPコミュニケーションプログラム 意見公募結果報告書

報告日		2013年2月5日				
意見公募実施期間		2012年12月7日 ~ 2012年12月13日				
PCR原案受付番号		PDE-116				
製品の属する分類		吹込み用木質繊維断熱材(日本工業規格外品)				
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方	
1	2	対象とする製品種別の定義	PA-CK建築用断熱材を引用とのことであるが、JIS適合製品ではないので「引用」と言えるものなのか。「部分的に引用」ではないか。	http://www.cms-cfp-japan.jp/common/pdf_authorize/000112/PA-CK-01.pdf	このご意見は、(3)引用規格および引用CFP-PCR についてのものでと考えて回答します。 ご意見の通り、このPCR原案では、PA-CK建築用断熱材を部分的に引用しています。ただ、部分的に引用する場合においても、「次のCFP-PCRを引用する。」と記述することは、CFP-PCR作成のための分野別ガイドになっていますので、特に修正の必要はないと考えます。	
2	全体	全体	全ての段階でシナリオの添付がないため、建築用断熱材PCR(PA-CK-01)との違いが明確にわからない。そのため、意見も表面上のものになってしまう。	同上	ご意見を踏まえ、「PA-CK建築用断熱材に順ずる」としていた箇所を、具体的にPCRに記述することとしました。	
3	10	使用・維持管理段階	今回の対象商品は、「天井断熱用」とのことで、PA-CKの施工シナリオとは対象範囲が異なる。また、PA-CKは工業会4社のデータに基づきシナリオを作成してあるため、組成が異なる製品の場合、施工対象範囲を明確にし、キチンとした根拠あるシナリオを別途作成していただきたい。	同上	対象製品は天井断熱用に限定していません。 施工方法について、ご意見を受けて改めて確認をしたところ、セルロースファイバー断熱材が電動機械を利用しているのに対し、木質繊維断熱材では、ディーゼルエンジンを利用していることが分かったため、PA-CK建築用断熱材のシナリオの引用は不適と考え、削除します。	
4	11	廃棄・リサイクル段階	今回の対象商品は、「天井断熱用」とのことで、PA-CKの廃棄シナリオとは対象範囲が異なる。また、そのため、シナリオを別途作成する必要がある。	同上	対象製品は天井断熱用に限定していません。 廃棄時のGHG排出は、ライフサイクル全体の数%に過ぎないこと、及び、セルロースファイバー断熱材と木質繊維断熱材では、廃棄方法に大きな差異がないことから、PA-CK建築用断熱材のシナリオを引用することは妥当と考えています。	
5	12	CFP宣言方法	PA-CKとの誤認を防ぐため、「吹込み用木質繊維断熱材(日本工業規格外品)」とキチンと全文ラベル表示していただきたい。	同上	ご指摘に従い、数値表示をする場合は、「吹込み用木質繊維断熱材(日本工業規格外品)のCFP-PCRに基づき算定」と追加情報に追記します。	
6	全体	全体	今後、同様のセルロースファイバーがこのPCRを使いたいと申請があった場合、PA-CKとの誤認が無いよう、キチンと維持・管理された適用をお願いしたい。安易に低い数字で認定となった場合、経産省「CFPを活用したカーボン・オフセット製品」試行事業のような、クレジット購入の算定単位となっているため、他社が不利益を被る話につながる。	同上	(PCR原案に対する意見というより、プログラムに関することなので、事務局からの回答) 同様のセルロースファイバーが、このPCR(原案番号PDE-116)の適用でCFP申請された場合、PA-CKとの誤認が無いように、事務局として以下の対応を行う。 1. セルロースファイバーに適用可能なPCRは、このPCR以外にPA-CKがあることを、申請者が認識していることの確認。 2. 申請にあたり、申請者としてPA-CKも確認した上でこのPCRの適用が妥当であると判断した上でこのPCRを適用して申請したかを確認すること。 3. 上記2. の判断根拠がなんであるかを申請者に確認すること。 以上の確認を行い、申請者がこのPCRの適用にあたって誤認が無いように適切な手順を踏んだかを、事務局として確認を行った上で受理の判断を行う。	